

5. 学 則



桜の聖母短期大学学則

第1章 総則

(設置者)

第1条 桜の聖母短期大学(以下「本学」という。)は、コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会に源をもち、学校法人コングレガシオン・ド・ノートルダムの設置する学校である。

(目的)

第2条 本学は、カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために必要となる教育研究活動の状況について、自己点検・評価を行うものとする。

2 前項の自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

(教育内容等の改善のための研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、ファカルティ・ディベロップメントを組織的に実施し、不断に研究を行うとともに、必要に応じ研修を行うものとする。

2 前項のファカルティ・ディベロップメント、研修等に関する規程は、別に定める。

第2章 学科、学科定員、目的、修業年限及び在学年限

(学科組織及び定員)

第5条 本学の学科組織及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科		入学定員	総定員
キャリア教養学科		60	120
生活科学科	食物栄養専攻	30	60
	福祉こども専攻	40	80
合 計		130	260

(学科の目的)

第6条 各学科等の教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的は、次に掲げるとおりとする。

2 キャリア教養学科は、愛と奉仕に生きる良き社会人として、次に掲げる能力と資質を身につけ、コミュニティに貢献できる人材を養成するものとする。

一 グローバル化する情報社会で必要とされる政治、経済、法制、文化などに関する高度な教養を身につけている人

二 職業スキルと語学力を身につけている人

三 主体的に学び続け、「なりたい自分」の実現に向けて行動する力を持つ人

3 生活科学科は、食物栄養専攻と福祉こども専攻の二専攻を置き、愛と奉仕に生きる良き社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成するものとする。

4 前項に定める食物栄養専攻では、次に掲げる人材を養成するものとする。

一 食と栄養に関する確かな専門的知識と技術を身につけている人

二 社会の変化に対応して自発的に学び続ける人

三 多様な人々と協働できるコミュニケーション力を持つ人

四 地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を持つ人

5 第3項に定める福祉こども専攻では、次に掲げる人材を養成するものとする。

一 こどもの保育・教育及び社会的養護に必要な専門的知識と技術を身につけている人

二 こども一人ひとりの育ちを大切にする人

三 自ら気づき、行動する人

四 多様な人々と協働しながら地域に貢献できる人

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は、2カ年とする。

2 本学の在学年限は、4カ年を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年は、次に掲げる2期に分ける。

- 一 前期 4月1日より9月30日まで
- 二 後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 二 カトリック教会の定める祭日 12月25日
- 三 創立記念日 7月2日
- 四 春季休業 3月下旬より4月上旬までの学事暦に定める期間
- 五 夏季休業 8月上旬より9月末日までの学事暦に定める期間
- 六 冬季休業 12月下旬より1月上旬までの学事暦に定める期間

2 学長は、必要がある場合は、臨時に休業日を設け、また休業日を変更することができる。

3 学長は、必要があると認めた場合は、夏季休業及び冬季休業の期間であっても、集中授業科目及び実習科目を実施することができる。

(授業期間)

第11条 1年間の授業期間は、試験等の期間を含め、原則として35週にわたるものとする。

第4章 入学、休学、復学、退学、再入学、転学科、転学及び除籍

(入学)

第12条 入学の時期は、原則として学年始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者及び文部科学大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 国際バカロレア資格を有する者で18才に達した者
- 六 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずると認められた者

(入学の出願)

第14条 入学希望者は、本学所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

2 出願手続き及び選抜方法については、毎年度これを公示する。

(入学者の選考)

第15条 前条の手続きを終えた入学希望者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第16条 前条の選考の結果に基づいて合格通知を受けた者は、別に定めるところにより、入学手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事情で長期にわたって修学することができない者は、その理由を具し、保証人連署で休学を願い出ることができる。なお、病気のため休学する場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、病気その他の理由で修学することが適当でないと認められる者に対し、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第18条 休学期間は、当該年度を超えることはできない。ただし、引き続き休学が必要と認められた場合は、通算2年以内に限り、あらためて休学手続きをとることができる。

2 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、復学を願い出ることができる。なお、病気によって休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第20条 学長は、退学を希望する者に対し、退学を許可することができる。

2 退学を希望する者は、その理由を具し、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

(再入学)

第21条 学長は、本学を退学した者で同一学科に再入学を希望する者に対し、選考の上、入学を許可することができる。

2 再入学に係る選考の方法及び卒業の要件は、それぞれ別に定める。

(転学科)

第22条 学長は、在籍中に他の学科又は他の専攻に転籍を希望する者に対し、選考の上、転籍を許可することができる。

2 転学科を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

(転学)

第23条 学長は、他の短期大学から転学を希望する者に対し、選考の上、転学を許可することができる。

2 学長は、他の短期大学への転学を希望する者に対し、転学を許可することができる。

3 転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。

(除籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- 一 第7条に定める在学年限を超える者
- 二 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- 三 長期間にわたって行方不明の者
- 四 休学期間を超えてもなお復学できない者

第5章 履修方法、単位認定及び課程修了認定

(授業科目)

第25条 各学科の卒業に要する授業科目及びその単位は、別表Ⅰa、b、c、dに定めるとおりとする。

- 2 建学の精神について学び、生涯を通して学習していく主体性及び多様な人々と協働しつつ学習する態度を身につけることを目的とし、別表Ⅰaに定める教養科目を設ける。
- 3 各学科等の教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的を達成するため、別表Ⅰb、c、dに定める専門科目を設ける。
- 4 前3項の規定とは別に、免許及び資格の取得に必要な授業科目として、司書に関する科目及び教職(幼稚園教諭及び栄養教諭)に関する科目とそれらに要する単位は、別表Ⅱa、b、cに定めるとおりとする。

(単位の計算方法)

第26条 本学では、科目の単位数を、短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)により1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、次に掲げる基準により計算するものとする。

- 一 講義、演習については、原則として15時間の授業をもって1単位とすること。
 - 二 実験、実習及び実技については、原則として30時間の授業をもって1単位とすること。
 - 三 二以上の授業方法で履修する科目については、上記の規定に従い履修方法ごとの授業時間数から単位を算出し、その合計を科目の単位数とすること。
- 2 各科目の授業時間数については、別に定める。

(履修方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれかによる方法又はこれらの併用による方法で行うものとする。ただし、次の各号に定める方法で行うものも、授業として認めるものとする。

- 一 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で履修するもの
- 二 外国において履修するもの
- 三 その他短期大学設置基準が別に定める校舎及び附属施設以外の場所で行うもの

2 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項第一号に規定する授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(履修科目の登録)

第28条 学生は、毎学年の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することとはできない。
- 3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を、別に定める。
- 4 本学は、所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録することを認める。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、かつ試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 各学科の履修方法に関する事項は、別に定める。

(単位の認定)

第30条 履修科目の単位取得の認定は、授業への出席時間数及び試験による。

2 試験は、各学期末に当該履修科目について、筆記、口述、論文、実技等によって行う。

3 各科目の受験資格の取り扱いについては、別に定める。

(成績評価)

第31条 各科目の成績評価は100点をもって満点とし、成績評価とそれに伴う単位取得の有無は、次のとおりとする。

点 数	単 位	評 価
90点以上	有	秀
80点～89点	有	優
70点～79点	有	良
60点～69点	有	可
60点未満	無	不可

2 成績評価は、シラバスに明記された各授業科目の試験の結果、平常点などの配点区分により行う。

(追試験及び再試験)

第32条 病気その他の理由で試験を受けることができなかった者には、追試験を行うことができる。

2 成績評価の結果、不合格であった者には、再試験を行うことができる。

3 前2項に関する事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において学修して修得した単位を、本学の定めるところにより、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第34条、第35条の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は大学以外の教育施設等における学修を本学における学修とみなし、本学の定めるところにより、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)において学修して修得した単位を、本学に入学した後の学修により修得したものとみなし、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。

2 前項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第36条 学生は、本学を卒業するためには、原則として2年以上在学し、教養科目及び専門科目を合計し、62単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第37条 学長は、前条に定める単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業の認定を行う。

(学位の授与)

第38条 学長は、卒業認定を受けた者に、卒業証書及び短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第39条 本学において取得できる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

免許状

生活科学科食物栄養専攻

生活科学科福祉こども専攻

栄養士

栄養教諭二種免許状

幼稚園教諭二種免許状

資格
 ビジネス実務士
 司書
 保育士
 社会福祉主事任用資格

- 2 前項に掲げる免許状及び資格で、教育内容が法規等で定められるものに対応した本学の科目名の対照表は、別に明示する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料)

第40条 本学入学志願者は、入学検定料30,000円を納入しなければならない。

(入学金及び授業料等)

第41条 本学に入学を許可された者は、所定の入学金、授業料、その他の費用を納入しなければならない。

入学金 290,000円

授業料 690,000円(年間)

- 2 授業料及びその他の費用は、2期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、延納を認めることがある。
- 4 学費支弁に困難な事情があるときは、授業料を減免することがある。

(休学の場合の授業料等)

第42条 休学した者については、授業料を徴収しない。

- 2 休学における授業料等の取扱いは、別に定める。

(その他の費用)

第43条 第41条に定めた費用の他教育に必要な費用を徴収することがある。

- 2 前項に定める納入金の種類、金額、納入方法等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第44条 納付した検定料、入学金、授業料等は、原則として還付しない。

第8章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生、外国人留学生及び長期履修学生

(科目等履修生)

第45条 学長は、本学学生以外の者で本学所定の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、当該科目の授業を妨げない限り、選考の上、履修を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、所定の単位を与えることができる。
- 3 第1条から第6条、第8条から第11条及び第25条から第32条までの規定は、科目等履修生にも適用する。
- 4 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第46条 学長は、本学卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、さらに研究することを願ひ出た者に対し、当該学科の授業及び研究を妨げない限り、研究生として履修を許可することができる。

- 2 第1条から第6条、第8条から第11条及び第25条から第32条までの規定は、研究生にも適用する。
- 3 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生及び特別聴講学生)

第47条 学長は、1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者に対し、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

- 2 学長は、他の大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者に対し、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することができる。
- 3 聴講生及び特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 学長は、外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者に対し、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第49条 学長は、第7条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたって授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者に対し、選考の上、長期履修学生として入学を許可することができる。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第50条 品行方正・学力優秀な者又は模範的行為があった者は、これを表彰することがある。

(罰則)

第51条 学則に違反し、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する行為をなした者は、その情状に応じ、譴責、謹慎、停学及び退学に処する。

- 一 性行不良と認められる者
- 二 学力劣等と認められる者
- 三 正当な理由が無く出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 教職員組織

(教職員)

第52条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。また、必要に応じて臨時の職員を置くことができる。

(教職員組織)

第53条 本学の事務組織及び職務分掌は、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第54条 本学に教授会を置く。

(教授会の運営及び審議事項)

第55条 教授会は、専任教員をもって組織し、学長が必要と認めるときは、その他の教職員を参加させることができる。

- 2 教授会は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 学生の入学及び卒業に関する事項
 - 二 学位の授与に関する事項
 - 三 前二号に掲げるものの他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会の運営については、別に定める。

第12章 図書館情報センター

(図書館情報センター)

第56条 本学に図書館情報センターを置く。

- 2 図書館情報センターに関する規程は、別に定める。

第13章 人間学研究所

(人間学研究所)

第57条 本学教員の研究交流を深め、研究活動の活性化を図るため、本学に人間学研究所を置く。

- 2 人間学研究所に関する規程は、別に定める。

第14章 生涯学習センター

(生涯学習センター)

第58条 本学の教育研究を広く地域社会に開き、教育者再教育、成人教育及び一般市民の学習のため、本学に生涯学習センターを置く。

- 2 生涯学習センターに関する規程は、別に定める。

第15章 ボランティアセンター

(ボランティアセンター)

第59条 本学を広く地域社会に開き、ともに生きる、よりよい社会づくりに資するため、本学にボランティアセンターを置く。

- 2 ボランティアセンターに関する規程は、別に定める。

第16章 改廃

(改廃)

第60条 この学則の改廃は、教授会において審議し、その現在構成員の三分の二以上の同意を得た上で、理事会の議を経て行う。

附則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、現に在籍する学生には、従前の学則を適用する。
2. 桜の聖母短期大学学則(令和4年4月1日施行)は、廃止する。

附則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

附則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。

別表Ⅰa 教養科目

授業科目	単位	
	必修	選択
キリスト教学Ⅰ	1	
キリスト教学Ⅱ	1	
福祉学Ⅰ	1	
福祉学Ⅱ	1	
国際ボランティア		2
福島学		2
国際平和論		2
日本国憲法		2
教育原理		2
教育心理学		2
英語Ⅰ		2
英語Ⅱ		2
情報演習Ⅰ		2
情報演習Ⅱ		2
体育講義		1
体育実技Ⅰ		1
体育実技Ⅱ		1
教養特講Ⅰ		2
教養特講Ⅱ		2
教養特講Ⅲ		1
教養特講Ⅳ		1
教養特講Ⅴ		1

別表Ⅰb 専門科目
(キャリア教養学科)

授業科目	単位	
	必修	選択
アカデミックスキルズⅠ	1	
アカデミックスキルズⅡ	1	
心理学		2
経済学		2
労働法制と人権		2
地域形成論		2
現代社会論		2
法学		2
経営学基礎		2
生涯学習概論		2
情報サービス論		2
プランニング入門		2
データサイエンス		2
人間関係論		2
観光論		2
文化人類学		2
日本社会史		2
社会調査法入門		2
社会学		2
公共政策論		2
人文学入門		2
哲学		2
日本文学		2
生命科学		2
環境科学		2
キャリア形成論	2	
ビジネス実務		2
インターンシップ		2
リーダーシップ入門		2
プレゼンテーションスキルズ		2
簿記入門		2
ビジネス実務総合演習		2
メンタルヘルスマネジメント		2
情報リテラシー		2
企業論		2
リスクコミュニケーション論		2
ファイナンシャルプランニングⅠ		2
ファイナンシャルプランニングⅡ		2
医療事務Ⅰ		2
医療事務Ⅱ		2

授業科目	単位	
	必修	選択
医療事務Ⅲ		2
医療事務Ⅳ		2
北米の歴史と文化		2
リーディングスキルズ		2
英語とメディア		2
中国語		2
韓国語		2
英語演習(Basic)		2
TOEIC演習		2
ライティングスキルズ		2
英会話		2
ビジネス英語		2
時事英語		2
国際関係論		2
ツーリズム英語		2
コミュニケーションスキルズ		2
異文化理解		2
アカデミック英語Ⅰ		2
アカデミック英語Ⅱ		2
専門英語演習Ⅰ		2
専門英語演習Ⅱ		2
キャリア教養特講Ⅰ		2
キャリア教養特講Ⅱ		2
キャリア教養特講Ⅲ		2
キャリア教養特講Ⅳ		2
キャリア教養特講Ⅴ		2
キャリア教養特講Ⅵ		2
キャリア教養特講Ⅶ		2
キャリア教養特講Ⅷ		2
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	

キャリア教養学科 卒業要件単位
教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰbの合計 62単位以上

別表Ⅰc 専門科目
(生活科学科 食物栄養専攻)

授業科目	単位	
	必修	選択
公衆衛生学		2
社会福祉論		2
解剖生理学Ⅰ		2
解剖生理学Ⅱ		2
生化学		2
疾病と治療		2
生化学実験		1
食品学	2	
食品衛生学		2
食品加工学		2
食品学実験		1
食品衛生学実験		1
食品加工学実習		1
基礎栄養学	2	
応用栄養学		2
臨床栄養学		2
栄養教育論		2
応用栄養学実習		1
栄養指導論Ⅰ		2
栄養指導論Ⅱ		2
公衆栄養学		2
臨床栄養学実習		1
栄養情報実習		1
給食管理論		2
調理学	2	
給食管理・学内実習Ⅰ		1
給食管理・学内実習Ⅱ		1
給食管理・学外実習		1
調理実習Ⅰ		1
調理実習Ⅱ		1
調理実習Ⅲ		1
調理科学実験		1
食物栄養基礎講座	2	
フードコーディネーター論Ⅰ		2
フードコーディネーター論Ⅱ		2
食品安全性論		2
食物栄養特論		2
食物栄養教養特講Ⅰ		2
食物栄養教養特講Ⅱ		2
食物栄養教養特講Ⅲ		2
食物栄養教養特講Ⅳ		1
食物栄養教養特講Ⅴ		1
食物栄養教養特講Ⅵ		1
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	

生活科学科 食物栄養専攻 卒業要件単位
教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰcの合計 62単位以上

別表Ⅰd 専門科目
(生活科学科 福祉こども専攻)

授業科目	単位	
	必修	選択
保育職入門Ⅰ	1	
保育職入門Ⅱ	1	
生活福祉論	2	
こども家庭福祉		2
こども家庭支援論		2
保育原理		2
保育者論		2
社会的養護		2
保育基礎演習		2
保育相談実践演習		1
こどもの食と栄養		2
子どもの理解と援助		2
こどもの保健(講義)		2
こどもの保健(演習)Ⅰ		1
保育の心理学		2
子ども家庭支援の心理学		2
こどもの健康と安全(演習)		1
教育課程・保育の計画と評価		2
子育て支援		1
保育内容総論		2
こどもと健康		1
保育内容(健康)の指導法		2
こどもと人間関係		1
保育内容(人間関係)の指導法		2
こどもと環境		1
保育内容(環境)の指導法		2
こどもと言葉		1
保育内容(言葉)の指導法		2
こどもと表現		1
保育内容(表現)の指導法		2
保育表現技術(身体表現)		2
こどもと表現Ⅱ		1
保育表現技術(音楽表現)		2
保育表現技術Ⅱ(音楽表現)		2
保育表現技術(造形表現)		2
乳児保育Ⅰ		2
乳児保育Ⅱ		1
特別支援保育		2
社会的養護内容		1
保育内容演習(総合)		2
保育教養特講Ⅰ		2
保育教養特講Ⅱ		2
保育教養特講Ⅲ		2
保育教養特講Ⅳ		1
保育教養特講Ⅴ		1
保育教養特講Ⅵ		1
保育実習指導Ⅰ		2
保育実習指導Ⅱ		1
保育実習指導Ⅲ		1
保育実習Ⅰ(保育所)		2

授業科目	単位	
	必修	選択
保育実習Ⅰ(施設)		2
保育実習Ⅱ		2
保育実習Ⅲ		2
保育・教職実践演習(幼稚園)		2
特別研究Ⅰ	2	
特別研究Ⅱ	2	
ライフキャリア形成論		2
ライフキャリア形成演習Ⅰ		1
ライフキャリア形成演習Ⅱ		1
ユニバーサルデザイン論Ⅰ		2
ユニバーサルデザイン論Ⅱ		2
健康エクササイズⅠ		2
健康エクササイズⅡ		2
衣生活デザインⅠ		2
衣生活デザインⅡ		2
食生活デザインⅠ		2
食生活デザインⅡ		2
住生活デザインⅠ		2
住生活デザインⅡ		2
ライフコミュニケーション論		2
ライフデザイン論		2
こどもと共に		2
カウンセリング演習		2
コミュニティー福祉論		2
コミュニティー演習A		2
コミュニティー演習B		2
障害者と共に		2
調理の基礎と実習A		2
調理の基礎と実習B		2
カラーコーディネートⅠ		2
カラーコーディネートⅡ		2
服飾造形ⅠA		2
クラフトⅠ		2
クラフトⅡ		2
服飾デザイン		2
インテリアデザインⅠ		2
インテリアデザインⅡ		2
住居設計Ⅰ		2
住居設計Ⅱ		2
ユニバーサルフードデザイン実習		2
スイーツ実習		1
美容デザイン演習		2
高齢者と共に		2
野菜ソムリエ演習Ⅰ		1
野菜ソムリエ演習Ⅱ		1

生活科学科 福祉こども専攻 卒業要件単位
教養科目Ⅰa及び専門科目Ⅰdの合計 62単位以上

別表Ⅱa 司書に関する科目

授業科目	単位
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
児童サービス論	2
情報サービス演習	4
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論	2
情報資源組織演習	4
図書館基礎特論	1
図書館サービス特論	1
図書館情報資源特論	1
図書・図書館史	1
図書館施設論	1
図書館総合演習	1
図書館実習	1

別表Ⅱb 教職(幼稚園教諭)に関する科目

授業科目	単位
教育原理	2
子ども家庭支援の心理学	2
教育相談	2
教育方法論	2
保育・教職実践演習(幼稚園)	2
幼稚園教育実習事前事後指導	1
幼稚園教育実習Ⅰ	1
幼稚園教育実習Ⅱ	3

別表Ⅱc 教職(栄養教諭)に関する科目

授業科目	単位
栄養教諭活動論	2
教育原理	2
教育心理学	2
教職入門	2
教育課程・教育の方法と技術	2
教育相談	1
生徒指導	1
教職実践演習(栄養教諭)	2
栄養教育実習事前事後指導	1
栄養教育実習	1
特別支援教育入門	1
道徳・特別活動・総合的な学習の時間	2

